

観光・MICE推進プログラムの位置づけと目標の達成状況

観光・MICE 推進プログラムの位置づけ

福岡市観光振興条例（平成30年制定（令和2年4月施行））

➤ 観光振興の基盤となる理念・観光振興事項を明確化

（目的）

第1条 観光振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

条例の理念・趣旨を踏まえ3年間の観光・MICE振興方針を具体化

観光・MICE推進プログラムの策定

現行の観光・MICE推進プログラムの方向性

福岡市観光振興条例

「市長が講ずる施策」について、
条例の中で次のとおり規定

- ・観光産業の振興(第6条)
- ・受入環境の整備(第7条)
- ・観光資源の魅力の増進等(第8条)
- ・MICEの振興(第9条)
- ・持続可能な観光の振興(第10条)

方向性

- 九州のゲートウェイ都市機能強化
- MICE都市としてのプレゼンス向上
- 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

現行の観光・MICE推進プログラムの目標値

指 標	K P I	目標値	令和5年度 (1年目)	令和6年度 (2年目)	令和7年度 (3年目)
観光・MICE需要の 早期回復にかかる目標	入込観光客数	2,300万人	1,860万人 (令和4年)	2,309万人 (令和5年)	—
	観光消費額	6,000億円	4,219億円 (令和4年)	6,192億円 (令和5年)	—
	宿泊施設の 客室稼働率	70%	74.2% (令和5年)	80.4% (令和6年)	—
持続可能な観光・MICE の推進にかかる目標	福岡に来訪した 観光客の満足度	90%	87.4% (令和5年)	88.4% (令和6年)	—
	市民が観光客を 受入れることへの意向	80%	63.9% (令和5年)	55.7% (令和6年)	51.3% (令和7年)